

顧客本位の合併、その即効性のある施策

多胡秀人

2019/11/5

「政府は29日、経営難が続く地銀の経営統合やバス事業者の共同経営を促すため、独占禁止法の適用を除外する特例法案の概要をまとめた。人口減が進む地方での合併をしやすくし、金融サービスや地域の足の維持につなげる。(中略) 合併が利用者の不利益につながらないかについては公取委とも協議をするが、認可の最終権限は担当大臣が持つ。合併後も金融庁と国土交通省が監視や指導を行う。期限を設けて再編を促すねらいから、法案成立後10年以内に廃止する方針。」

10月30日の朝日新聞デジタルの記事「地銀統合促進へ独禁法適用除外・政府が特例法案」の抜粋です。

この法律のきっかけとなったのは長崎県における2大地銀の合併事案であり、それをあと押ししたのは、「金融仲介の改善に向けた検討会議」の報告書(2018年4月)だと言われています。

金融庁のホームページに掲載されている通り、当該検討会議では地銀の競争政策に関して、2018年3月14日と3月30日の二度に渡り議論が行われ、その内容については要旨が開示されています。

3月30日の検討会議では以下のような指摘がされています。

→ 金融機関は、金融庁による検査・監督の下にあり、合併等についても、金融庁による審査とモニタリングを受けるので、そこできめ細かく中身を見ることが、重要なポイントである。

→ 長崎県は、信金・信組のネットワークが全くと言っていいほどなく、地域銀行以外に広く地域金融の受け皿となるところがない。長崎県内の地域銀行同士が経営統合することにより当事行が県外資本になる。限りなくメガバンクに近い県外地域銀行が株主となるので、そのような株主の下で、いかに調和のとれた経営を行うことができる

かが要求される。こういった状況の中で、金融庁は、難しい審査・モニタリングが求められる。

→ 地元企業の立場で考えてみた場合、一番懸念することは、ミドルリスク層を面倒見てくれるかどうか。二番目は、過疎地へのコミットメントがあるかどうか。三番目は、顧客である事業者に対して経営改善や事業再生を行ってくれるかどうか。この3つの重要な視点について、金融庁による審査・モニタリングでしっかりと見ていてもらいたい。

(金融庁 hp より)

特例法案の成立とともに、合併する地域銀行が出てくると思いますが、金融庁には合併が利用者の不利益につながらないかにつき、入念に監督や指導を行っていただきものです。

さて、地域金融機関にとって「顧客本位の合併」かどうかは、合併による余力をどれだけ地域の顧客や地域社会に還元できるかにかかっています。

合併によって捻出された余力には、

- ①人的余力 (ヒューマンアセットの部分)、
- ②店舗統廃合などで捻出された余力 (費用の部分)、
- ③資本余力 (救済合併の場合には余力にはなりません)

などがありますが、地域顧客への還元・地元社会への還元という面で即効性があるのは ③資本余力のところでは

潤沢になった資本を見合いに、地元インフラへの投資や地元企業再生への“決断”をすればいいからです。そもそも資本が足りないから、踏み込めなかった分野であるはず。そういう問題意識があれば合併が決まれば直ちに具体的施策として打ち出せるはず

たとえば、本年 1 月に合併した浜松いわた信用金庫は、5 月に有望なスタートアップ企業や新事業展開などを支援する新拠点の開設と支援ファンドの発表しました。産業育成機能の強化により中長期での地域産業力を向上させるためです。

一方、10 月 29 日の日経電子版にあった長崎における銀行合併後の施策には、顧客本位で一番即効性のある「③資本余力の還元」を見つけることはできません。

～ 十八銀行と親和銀行は 29 日、2022 年 3 月をメドに両行で 185 力所ある営業拠点を統合して 114 拠点にすると発表した。テナント料など物件費で年間 10 億円の削減効果があるとみている。両行は 20 年 10 月に合併し、十八親和銀行になる計画で、余剰人員は多くの課題を抱える長崎県の地域活性化などの分野に再配置することになる。
(同記事より抜粋)～

新潟における銀行合併後の施策についても注目しているのですが、長崎と同様の資本余力の還元が見えてきません。

残念です。

(了)

※※※ 無断転載はお断りします ※※※